明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律（三九）　五
○放送法及び電波法の一部を改正する法律（四〇）　八
○日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（四一）　一二

〔政　令〕
○海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（一九六）　一九
○海上運送法施行令及び船員法関係手数料令の一部を改正する政令（一九七）　二〇
○電気通信事業法施行令の一部を改正する政令（一九八）　二〇
○歯科医師法施行令の一部を改正する政令（一九九）　二四

〔省　令〕
○電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（総務五一）　二四
○農業保険法施行規則の一部を改正する省令（農林水産三五）　二四
○貿易保険法施行規則の一部を改正する省令（経済産業三一）　二六
○昭和六十年郵政省告示第二百二十八号（事業用電気通信設備規則の細目を定める件）の一部を改正する件（総務二〇八）　二六
○平成十六年総務省告示第二百三十二号（指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損益明細表の開示の方法を定める件）の一部を改正する件（同二〇九）　二七
○平成十八年総務省告示第四百二十九号（第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則第二十七条第一項に規定する総務大臣が別に告示する方法を定める件）の一部を改正する件（同二一〇）　二七
○平成十八年総務省告示第四百五十二号（第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則第二十二条第一項第四号に規定する総務大臣が別に定める事由を定める件）の一部を改正する件（同二一一）　二八
○平成二十五年総務省告示第百三十六号（通信品質の測定条件を定める件）の一部を改正する件（同二一二）　二八
○電気通信事業法施行規則第十四条の三第一項第二号ロの規定に基づく国際的な標準を定める件（同二一三）　二八
○電気通信事業法施行規則第四十条の八の四第二号の規定に基づく単位区域ごとに第二号基礎的電気通信役務の提供により通常生ずると見込まれる電気通信回線一回線当たりの平均的な収入見込額を定める件（同二一四）　二九
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産六二八）　二九
○輸入業者の名称の変更に係る届出があった件（同六二九）　二九
○肥料の登録が失効した件（同六三〇）　二九
○肥料を登録した件（同六三一）　二九

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二九
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構関係　二九
地方公共団体
行旅死亡人関係　二九
会社その他
会社決算公告　二九

本号で公布された法令のあらまし

◇遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律（法律第三九号）（農林水産省）

1　遊漁船業の適正化に関する法律の遵守状況に応じた更新時の登録の有効期間の短縮

遊漁船業者の登録の更新を受けようとする者が、遊漁船業の適正化に関する法律の規定等の遵守の状況が不良な者である場合は、当該更新に係る登録の有効期間を、五年から、当該遵守の状況を考慮して四年以内において政令で定める期間に短縮することとした。（第三条第二項関係）

2　業務規程の登録の申請書への添付

遊漁船業者の登録を受けようとする者は、業務規程を申請書に添付しなければならないこととした。（第四条第二項関係）

3　遊漁船業者の登録における欠格期間の延長及び欠格事由の追加

(一)　登録を取り消された者等が登録を受けることができない期間を二年から五年へ延長することとした。（第六条第一項第一号、第二号、第八号及び第九号関係）

(二)　遊漁船業者の登録における欠格事由に次に掲げる場合を加えることとした。

(1)　登録を受けようとする者と密接な関係を有する者が登録を取り消されてから五年を経過しない場合（第六条第一項第三号関係）

(2)　立入検査実施後、登録の取消しに係る聴聞を行うか否かを決定する日までに相当の理由なく事業の廃止の届出をした者等が当該届出の日から五年を経過しない場合（第六条第一項第四号～第六号関係）

(3)　船員法の規定に違反して罰金の刑に処せられてから五年を経過しない場合（第六条第一項第九号関係）

(4)　暴力団員又は暴力団員でなくなってから五年を経過しない者である場合及びこれらの者が事業活動を支配する場合（第六条第一項第一〇号及び第一三号関係）

(5)　業務規程のうち利用者の安全の確保及び利益の保護に関する事項が農林水産省令で定める基準に適合していない場合（第六条第一項第一六号関係）